**記 者 発 表 資 料**

令 和 ７ 年 ７ 月 ４ 日
東 北 地 方 整 備 局

# 有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住所 |
|---|---|
| 関電ファシリティーズ株式会社 | 大阪府大阪市中央区城見１丁目３番７号 |

２．指名停止措置期間
令和７年７月４日　～　令和７年１０月３日　（　３ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
関電ファシリティーズ（株）は、経営規模等評価の申請において、複数年度にわたり、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない者について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして、建設業許可部局である大阪府知事から監督処分（指示処分）を受けた。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１３号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

| 措　置　要　件 | 期　間 |
|---|---|
| （建設業法違反行為）<br>13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　課長　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）
○は本件の主務課です。